

令和6年度障害福祉サービス等 報酬改定後の状況に関する意見等



一般社団法人 全国児童発達支援協議会

代表 北川 聰子

一般社団法人 全国児童発達支援協議会(CDS-Japan)の概要

1. 設立年月日:平成21年7月1日

2. 活動目的及び主な活動内容

(1)活動目的・内容

- ・成長・発達が気になる子どもとその家族への発達支援活動
- ・その質的向上・発展と関係者の相互連携・交流
- ・乳幼児期・学齢期の成長・発達上の諸課題への支援に関する調査及び研究
- ・施設・事業所の運営に関する調査・研究
- ・政策提言(こども・家庭・現場の立場から)
- ・被災地支援(共助活動)など

(2)活動実績

- ・内閣府、こども家庭庁、厚生労働省関連の部会・検討会等への参画
(障害者政策委員会、こども家庭審議会:障害児支援部会、子どもの居場所部会、人材育成検討会等)
- ・全国研修会(管理者等、職員向け研修)、ブロックごとの研修開催、委員会による活動

3. 会員数等:障害児通所支援事業等554団体(2025年6月時点):全国7ブロック

4. 法人代表:北川 聰子

すべてのこどもたちが幸せに成長・生活できる社会を実現します



ビジョン



(実現したい社会の姿)

- 障害のあるこどももいないこどももみんな一緒にこども まんなか社会の創造
- 障害のあるこどもや家族が社会の一員として尊重される インクルーシブ社会の創造
- 違いを認め合い、尊重できる寛容で豊かな社会の創造
- 障害児支援を通したこどもと家庭に優しい社会の創造



重点項目



- 1 障害のあるこどもの権利に関わるソーシャルインクルージョンの推進
- 2 支援の質の向上のための研修の充実
- 3 すべてのこどもの困り感・ニーズに対しておこなう 発達支援の本人支援・家族支援・地域連携の充実と 事業所の運営の安定に向けての政策提言
- 4 活動の理解・啓発・周知のための広報活動の充実
- 5 職種・サービス事業を超えた会員相互連携・交流・ リスペクト、つながりの強化
- 6 こどもに関わる関係機関との連携の充実



アクション



(ビジョンを達成するための行動)

- 障害児支援やこども施策の改善・創設に向けて加盟 事業所を含む現場の声を国等に提言します
- 加盟事業所に対して、支援の質・専門性の向上に向けて 研修や交流を通して丁寧にサポートします
- インクルーシブな場で障害のあるこどもも健やかに 発達できるように地域・関係機関に働きかけます
- 災害対応を含むCDSの社会活動について広く発信するとともに、実践や研究を通じて発達支援に関する技術等について探求し続けます。



バリュー



(利用者に提供できる価値)

- こどもは社会の一員
「こどもの人権」すべてはこどもの幸せのために
- したいが見つかる
「楽しいが育ちの原動力」遊び・活動・参加
- 誰かとつながる
仲間・ピア・メンター
- 安全・安心な居場所
セーフティネット、心のエネルギー補給の場所
- きょうだいを含めて安心して子育てできる環境
- 住んでいて良かったと思える地域の多様性

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(概要)

【視点1】持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

発達支援ニーズ増加の背景には、敷居の低下や幼児教育無償化、特別支援教育の拡大等が想定されるが、障害児通所支援は保育所・学童との併用増加によりインクルージョン推進の役割も担う。一方、人材不足や事務負担増により支援の質や組織運営への影響が出ている。地域差を踏まえた量・質両面の整備や支給量の適正化、地域格差解消、加算の簡素化が求められる。

【視点2】令和6年度報酬改定後における経営・賃上げ等の状況

報酬改定後、待遇改善加算を活用した賃上げ努力は続く一方、物価高騰や最低賃金上昇により事業所の賃上げ余力は枯渇し、全産業との賃金格差は拡大している。安定的に人材を確保し質の高い障害福祉サービスを継続するには、報酬・加算の大幅引上げ、賃金・物価スライド制の導入、待遇改善制度の一元化、物価対策の財政支援拡充が必要であるとして、国に対し緊急の対応を求めている。

【視点3】より質の高いサービスを提供していくまでの課題及び対処方策・評価方法

障害児支援の質向上には、令和9年度開始予定の体系的研修やOJTの充実、児童発達支援センター等との連携体制整備が不可欠だが、センターの力量差や中核機能加算の厳しい要件、地域支援員の時間確保難が課題である。第三者評価の専門性不足や個別支援計画の成果主義化への懸念、日本版DBS導入による事務負担増も指摘される。研修・評価の基準明確化、中核機能評価の改善、研修修了者の配置基準化などの制度整備が求められる。

【視点1】持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

- ・令和6年度報酬改定については、同年に実施した当団体会員アンケートの結果では、回答者の76.2%が「評価する」と回答しました。特にセンター等の地域支援の中核的機能強化や保護者支援の充実、不登校支援など、こどもや家族の Well-being に繋がる部分が反映されており、これまで光が当てられていなかった実態に丁寧に対応していただいたと感じています。

【増加の背景】

- ・厚生労働省時代からの不斷の取組により、発達支援(療育)を受ける敷居が低くなつたこと、幼児教育の無償化の導入(子育て施策としての枠組み)、特別支援教育の充実、加えて発達支援を受けたこどもの成長を保護者が実感でき、家族の笑顔が増えたことなど、潜在的なニーズを丁寧に拾い上げることができた成果です。放課後等デイサービスの増加は、地域で豊かに育つための第三の居場所(こどもの居場所作り部会の報告を受けて)として機能してきた成果です。特別支援教育を受ける児童生徒数は増加し続けており、また、コーホート研究では、まだまだ利用ニーズが増大することが示されています(参考資料1)。
- ・通所支援の増加は、事業者が障害や特性のあるこどもを抱え込んだ結果ではありません。保育所や放課後児童クラブを利用する障害児は年々増加し(参考資料2)、一般こども施策との並行利用も増加しており、通所支援はインクルージョン推進を支える役割も担っています。

【課題】

- ・令和6年度報酬改定では、各種加算が創設され、専門的で丁寧な支援に対して評価されるようになつた一方で、専門人材を確保できないため加算請求に結びつかないという問題や、事務負担の増加により職員間のコミュニケーション量の低下などの弊害も報告されています。
- ・放デイの長期休暇中の支援や就労保護者を支えるための長時間支援をしている場合、報酬が低く事業所の負担増となっている場合があります。
- ・この領域で働く職員の給与水準は、全産業との賃金格差は広がっているというデータもあり、エンジニアリングワーカーが喜びを感じにくく、人材確保が進まない要因(持続困難性)ともなっています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

【方向性】

- ・こども施策である保育所は量的拡大から質の向上に軸足を移しつつありますが、地域偏在があるため地域によっては保育所を増やしていく方向性が示されています。また、放課後児童クラブは利用児童がこの10年で1.6倍に増加しており、依然として需要過多となっている状況で、今後も量的拡大を進める方針です。そもそも地域資源が少なかった障害児支援が2012年の改正児童福祉法の施行により、ようやく身近な事業になったものであり、こどもや保護者からの喜びの声も聞いています。伸び率で障害児通所の整備や利用の抑制を議論するのは、障害者基本法第17条で保障されている療育を受ける権利を侵害しかねず、こどもと家族のWell-Beingという視点で議論いただくよう要望します。
- ・一方で、会員からのヒアリングでは、利用を必要としない子どもの過剰利用(支給決定)についての報告があり、今後是正が必要と考えます。適正な支給量の決定については、基準を設けるなど、相談支援や行政の客観性、専門性の確保が必要です。
- ・また、令和7年度障害福祉サービス等経営概況調査の結果では、児童発達支援の収支差率は7.8%、放課後等デイサービスは9.8%と、他の障害福祉サービス等と比較して高いようですが、赤字の事業所は33.8%(児童発達支援)～54.2%(保育所等訪問支援)存在し、他の障害福祉サービスと同様の結果です。国の障害児福祉計画指針では全市町村に児童発達支援センターの整備を謳っていますが、報酬区分は定員30名～の設定しかなく児童人口が少ない地域では赤字となってしまうなど地域格差が生じていることが窺われます。どの地域に生まれても同じ支援を受けられる持続可能な制度とするためには地域格差を埋める定員区分の細分化や配置基準の緩和等の検討が必要です。
- ・長時間の支援への評価と、保育所等への併設、他サービス並行利用時の報酬適正化が必要です。
- ・令和6年度報酬改定により複数の加算が創設されましたが、事務量が増加しており、加算部分の本体事業への組入、加算請求のための記録作成等の軽減なども検討が必要です。

【視点2】令和6年度報酬改定後における経営・賃上げ等の状況

- ・令和7年10月21日に、我々CDS-Japanを含む関係8団体で「障害福祉現場の賃上げ状況調査調査結果と提言・要望」を国に提出いたしました。
- ・詳細は、他団体から一括して報告があるため割愛しますが、提言部分のみ掲載します。

障害福祉現場の賃上げ状況調査の結果からは、障害福祉事業所が処遇改善加算を活用し、加算の算定基礎に含まれない職種等を含め処遇改善を着実に進めていること。しかしながら物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準ではすでに賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界で、全産業との賃金格差が拡大していることが明らかになった。については、国には、障害福祉現場における深刻な実態を理解いただき、今後も障害福祉事業所が必要な人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続していくため、処遇改善の抜本的な拡充等をいただきたく、下記4点を緊急に提言・要望する。

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施
2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入
3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大
4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充

障害福祉事業者がこれからも障害児者の暮らしを守り、希望する生活を支え続けるために、国には格段の配慮をいただくよう、強い危機感をもって表明する。

【視点3】より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

【課題】

- ・こども家庭庁において「障害児支援における人材育成に関する検討会」が開催され、今年8月に報告書が提出されました。障害児支援において初めての体系的プログラムであり、令和9年度から本格実施の予定です。まずは、地域で質の高い研修が実施されるよう体制の整備をお願いします。
- ・研修の受講だけでなく、日々のOJTが重要です。施設内で体制が組めない場合は、児童発達支援センター等の地域支援の中核的役割を活用するなど、関係機関との連携で支援の質を向上させていくことが期待されています。ただ、センター等には力量の差があります。またR6に創設された「中核機能強化加算」は、現状の地域支援体制を評価するものとなっているなど要件が厳しく加算が取りにくい状況です。また、配置した地域支援員は事業所の支援提供時間内は在所している必要があるなど、地域支援にかける時間を確保しにくい状況にあります。そのほか、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金の「地域障害児支援体制強化事業」がありますが必須事業となっていないため、事業所の持ち出しで地域支援をしている状況もあります。
- ・看護師やPT等の配置は増加しているが、障害やこども領域に関わる者は少ない状況です。
- ・質の向上には第三者評価も重要ですが、発達支援に精通した調査員がいるわけではないので、支援の質に関する評価には限界があります。
- ・個別支援計画が「～できるようになる」といった書きぶりで目標を記載することになっており、成果主義的で能力主義的な評価に陥る可能性があります。障害児支援は、子どもの権利を護る福祉事業として、子どもと家族のWell-Beingを評価の軸にすべきです。
- ・日本版DBSである「こども性暴力防止対策法」が2024年6月に公布され、施行予定の2026年6月に向け、手続きなどについて検討されています。こどもを性暴力から守る 重要な法律ですが、障害児通所支援事業所には相当の事務負担が懸念されます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

【方向性】

- ・「障害児支援における人材育成に関する検討会」報告書には、支援者として具備すべき資質などが記載されました。質の評価の際には、報告書に書かれた支援者像であるか、質の高い支援を提供できているか等について、本報告書に従って客観的に評価することが求められます。
家族への支援(きょうだい児支援を含む)や地域関係機関との連携した支援(中核的なセンター等には地域づくりというソーシャルアクションの視点が含まれる)なども本人支援と同様に重要であり、そういった視点での質の向上も児童期の支援においては不可欠です。
また、“児童と関わる者はなるべく高い知識と資質を有することが望ましいが、児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義がある”との報告もあり(社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書,H25.12.25)、障害児支援についても多様な人材に関わってもらう仕組みにし、豊かな質の向上を図ることも検討が必要です。
- ・人材育成研修の実施及びその評価が適切に行われるよう、行政の責任において地域の児童発達支援センターや中核を担う事業所が関与できるような仕組みにしてください。
- ・「中核機能強化加算」や「中核機能強化事業所加算」を取得して地域支援しやすいよう要件を見直すこと、また、中核機能の役割を果たしているセンター等には確実に補助できるよう自治体関与のもと補助事業である「地域障害児支援体制強化事業」を必須とする必要があります。
- ・人材確保が難しい現状において、子ども子育て支援員養成と同様に、資格がなくても本研修(基礎研修)を受けた場合には、職員配置として評価できるよう基準の見直しを検討ください。
- ・看護師の他、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、心理職などが配置され多職種連携の中で支援が展開できるよう、職種ごとでなく共通基礎研修+職種別応用研修+多職種協働研修のように新たに研修を組み立て受講を義務化するなどの対応が必要です。また、児童発達支援の専門性に対する専門資格制度の整備により専門職種の配置ではなく、専門性を確実に発揮するシステムが必要です。
- ・日本版DBSに対応するため諸手続きや体制整備などを進める必要がありますが、体制整備は質の向上に寄与するものと考えています。

現場で工夫している事例について

(視点1関係)

【事例1】 併行通園におけるインクルーシブの実現について

・支給量が増えていることが課題として挙げられている。しかし、保護者が就労を続けるためには、保育所や預かりのデイサービスの利用が不可欠である。現在は障がいの重複化が進み、保育所のみでは加配職員の確保が難しく、十分な支援が行えない状況にある。そのため、児童発達支援との併行利用が必要となっている。結果として、障害のある子どもが地域で生活する時間が増え、国が目指すインクルーシブの実現につながっていると考える。

【事例2】 事務業務の効率化について

・書類や手続きが増え、業務負担が大きくなっているという課題がある。これに対し、手書きではなくパソコン(電子カルテ)を使用することで、事務作業の負担が軽減され、業務が効率化したと感じている。

【事例3】 地域移行について

・放課後等デイサービスを利用している子どもの中に、絵画が好きな子がいた。相談支援専門員の紹介により、地域の絵画教室(インフォーマルサービス)に通うことになった。絵画教室とも連携しながら支援を行った結果、放課後等デイサービスの利用日を1日減らし、絵画教室で過ごす時間を増やすことができた。

・放課後等デイサービスは安心して過ごせる“安全基地”として継続利用しつつ、地域での新たな居場所も増え、サービスの使い分けができるようになった。

【事例4】 保護者の就労支援について

・保育所や放課後児童クラブとの並行利用により、子どもへの支援を継続しながら、地域の子育て機関との連携を図ることができた。その結果、複数の視点から子どもの育ちを見守ることができ、保護者も就労を継続できた。

・開所時間が保護者の勤務と合わない場合、利用が難しくなるという課題はあるものの、保育園・児童発達支援・家庭、放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・家庭が連携して関わり続けることで、子どもの利用資源間の調整がスムーズになり、家庭の経済的安定や保護者の就労継続にもつながった。10

現場で工夫している事例について

(視点2関係)

【事例5】 処遇改善加算、体制加算の活用について

・処遇改善加算により、一定の安定した賃上げは実施できた。しかし、社会全体の水準から見ると、まだ十分な給与改善には至っていない。一方で、体制加算の活用を見据えて職員を増員したことにより、子育て中の職員を中心に、有給休暇を時間単位で取得できる機会が増えるなど、働きやすさの向上につながっている。

【事例6】 処遇改善について

・人材不足が課題であったが、処遇改善によるベースアップを行ったことで、新たな人材の応募につながった。また、人材が安定している時期には、有給休暇の前倒し付与などの取り組みも行い、人材確保と待遇向上の両面で効果があった。

【事例7】 処遇改善加算について

・処遇改善加算は職種によって対象外となる場合もあるが、法人としてはすべての職員を支給対象としている。こどもたちのために共通の思いで働く職員からは、「モチベーションが上がる」との声が聞かれ、職場全体の意欲向上にもつながっている。

現場で工夫している事例について

(視点3関係)

【事例8】 支援の質の向上について

- ・ 支援の質の向上を目指し、全職員が「本人主体の個別支援計画の作成方法」に関する外部研修を受講した。その後、「支援の質とは何か」「本人主体とは何か」について職員同士で話し合い、内容を図式化することで共通理解を深めることができた。
- ・ 能力主義によらず、子どもの well-being につながる個別支援をめざした事例。放課後等デイサービスを利用し力をつけた高学年の子どもが、地域移行のためのケイパビリティは持っていたものの、福祉サービスの利用によって心身の安定が保たれている状況であった。しかし、能力向上を重視した支援目標を設定した結果、過度なストレスが生じ、学校への行き渋りなどが見られた。この状況を受け、職員が話し合い、支援目標を「機会・体験の保障」へと変更したところ、学校への登校が安定し、本人からの発言量も増えるなど、よりよい変化が見られた。

【事例9】 保育所等訪問支援について

- ・ 保育所等訪問支援では、支援内容の検証が難しいことや、訪問先から受け入れを断られることがあると聞かれる。そこで、こども中心とした訪問支援と施設間連携を深めることを目的に、訪問先を対象とした研修会を企画した。

研修では、具体的な実践内容を紹介し、困りごとや工夫点を共有したことで、訪問先の先生方が支援の意義や可能性を感じ、信頼関係の構築にもつながった。

また、令和6年度から実施された訪問先の評価が寄せられ、訪問職員の自己肯定感が高まり、訪問先の先生との円滑なコミュニケーション、訪問先の状況に応じた提案、子どもの特性の共有、保護者への丁寧な報告など、訪問支援の質の向上につながっている。

現場で工夫している事例について

【事例10】支援の提供について

リハ専門職による短時間の支援提供や習い事的な支援によって、保育園での経験が断片的に失われてしまうという課題がある。そこで、支援の頻度の調整や支援目標の確認を、保護者と相談支援専門員が経時的に行うことでの、その時期の発達課題に適切に対応できる支援が可能となった。

【事例11】質の高い療育の取り組みについて

療育の質を高めるという課題に対し、当法人ではアタッチメントに注目した取り組みを行い、発達支援と両輪で進めている。

児童発達支援では「あったかタイム」と称し、毎日10分間マンツーマンで子どもと関わる時間をプログラムに組み込んでいる。放課後等デイサービスでは、職員と子どもが好きな遊びをしながら話をする時間として「あったかタイム」を設けている。

学校で様々な経験をして放課後等デイサービスに来る子どもたちにとって、この時間は心の拠り所となっており、「子どもたちが落ち着いてきた」「笑顔が増えた」といった職員の感想も寄せられている。

【事例12】質の高い療育の取り組みについて

児童発達支援センターには、児童養護施設や母子生活支援施設から通う子どもたちも一定数いる。他の事業所やセンターで受け入れが難しいと言われた子どもたちの受け入れも継続して行っている。若い職員は対応に困り、疲弊することもあるが、チームとして子どもを支え、児童養護施設や母子生活支援施設の職員とも連携を図りながら、子どもたちの生育歴にも目を向けて日々支援を行っている。そのことが職員の成長にもつながり、職員が成長することで質の高いサービスの提供が可能となり、正のスパイラルの支援体制が構築されている。

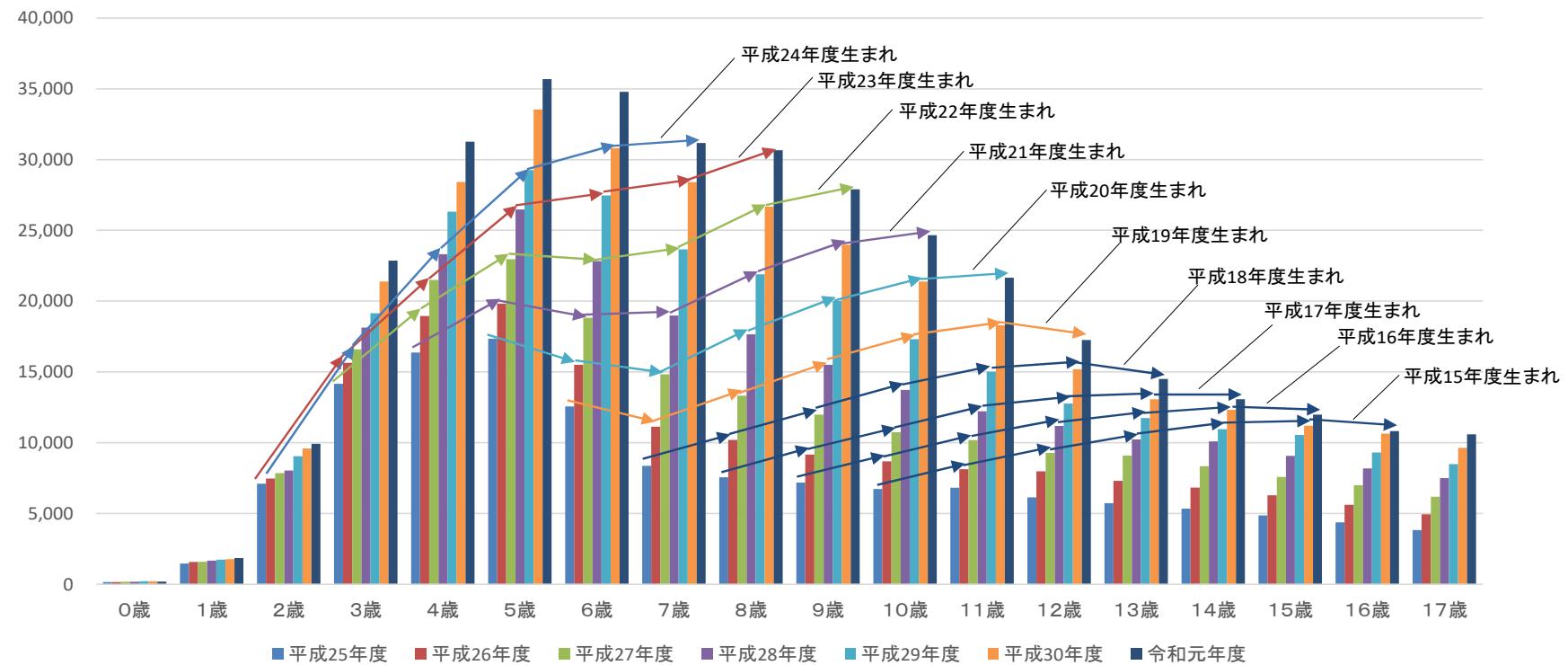
(参考資料)

参考資料1

コーホート別に見た利用者数の推移

- コーホート別に障害児サービスの利用者数を見ると、0歳から5歳までは増加していき、5歳以降若干減少することもあるものの、11歳～15歳くらいまで緩やかに増加していく傾向にある。
- また、ピークとなる年齢が徐々に下がってきているように見受けられる。

【コーホート別に見た利用者数の推移】

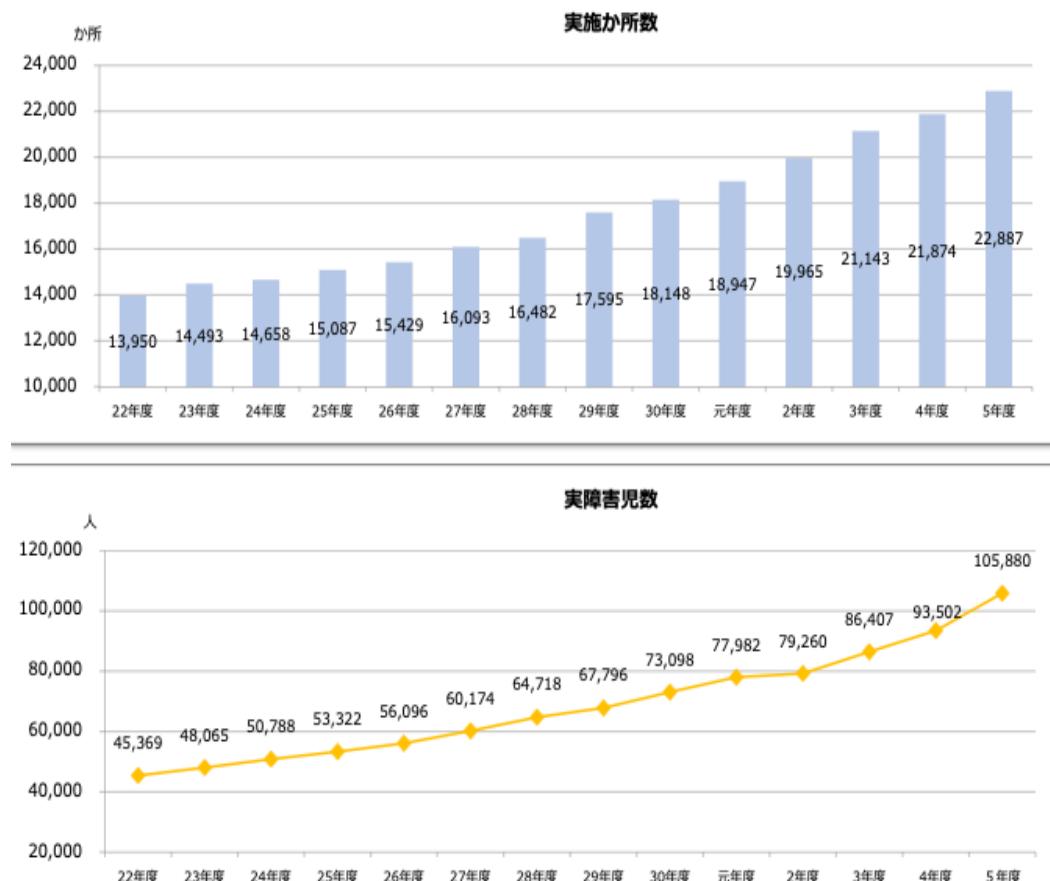


※ 数値は各年度の10月分に関するデータ。そのため、上記の「平成〇年度生まれ」とあるのは「平成〇～1年11月～平成〇年10月に生まれた児童」を意味している。

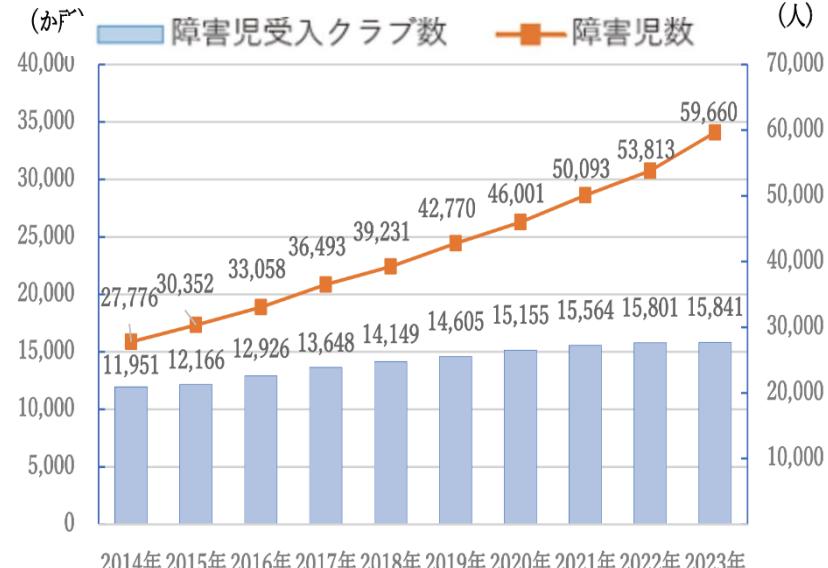
(参考資料)

参考資料2

保育所における障害児の受け入れ状況



放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ状況



注:各年5月1日時点 (2020年のみ7月1日時点)